

図書館情報学関係情報誌の編集企画員の設置に関する内規

(平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第五号)

改正 平成三十年十月二十六日国立国会図書館内規第三号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館が編集する図書館情報学関係の情報誌又はこれと同等の内容を有する情報(以下「図書館情報学関係情報誌」という。)の編集の企画に資するため、国立国会図書館に、図書館情報学関係情報誌の編集企画員(以下「編集企画員」という。)若干人を置くことができる。

(編集企画員)

第二条 編集企画員は、図書館情報学に関して専門的知識を有する者又は図書館の実務に関して経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

2 編集企画員の任期は、二年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

(編集の企画)

第三条 編集企画員は、図書館情報学関係情報誌の内容その他の編集に関する重要事項に参画する。

附 則

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年十月二十六日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成三十年十月二十六日から施行する。